

●●介護保険証は大切に●●

●介護保険の保険証は、第1号被保険者と、希望または要介護認定を申請した第2号被保険者に交付されます。

●保険証は、介護保険の被保険者であることを示す証明書となります。大切に保管しておきましょう。

① 65歳になった時に被保険者証を送付しています。

介護保険の被保険者は二通りです。65歳以上の方を第1号被保険者と言います。

40歳以上65歳未満の医療保険加入の方を第2号被保険者と言います。その内、第1号被保険者の皆さんには、満65歳に到達する日（65歳の誕生日の前日）の属する月末までに役場から介護保険の被保険者証が送付されます。したがって、改めて手続きの必要はありません。

※ 第2号被保険者の方は後述②にある要介護認定申請に必要な時に申請により被保険者証を受けられることになります。

② 要介護認定の新規・更新の申請時には介護保険の被保険者証が必要です。

前述した介護保険の第1号被保険者あるいは第2号被保険者の方が、疾病やケガ等（第2号被保険者は法で定めた「特定疾病」に限る。）で自立した生活を送ることができない状態で介護保険サービスを使いたい場合は、要介護認定の申請を役場にしなければなりません。その場合に、必ず介護保険の被保険者証が必要になります。また、現在要介護認定を受けている方で認定有効期限が近くなって来て、更新の要介護認定を申請する時は、必ず被保険者証が必要です。

③ 介護保険サービスを受けるときは被保険者証が必要です。

要介護認定を受けている皆さんが介護保険サービスを受けるときは、介護保険サービス事業所に被保険者証を提示しなければなりません。提示しないと、介護保険サービスが受けられないことがあります。

④ 被保険者証の破損・紛失の場合は再交付申請が必要です。

被保険者証を破損や紛失した場合は、役場保健福祉課介護保険係窓口にも身分を明らかにする書類（医療保険被保険者証など。）を提示して再交付申請をして、被保険者証の交付を受けて下さい。

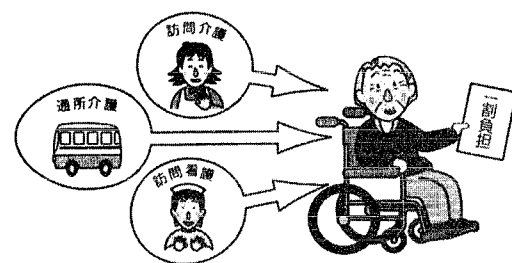
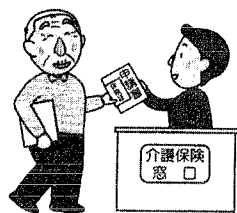
⑤ こんな時、被保険者証を返して下さい。

介護保険の被保険者が死亡した時、他市町村に転出する時は被保険者証を役場保健福祉課に返却して下さい。また、小須戸町内で転居により住所を変更した時は被保険者証を一旦返却し、新しい住所で被保険者証の交付を受けて下さい。

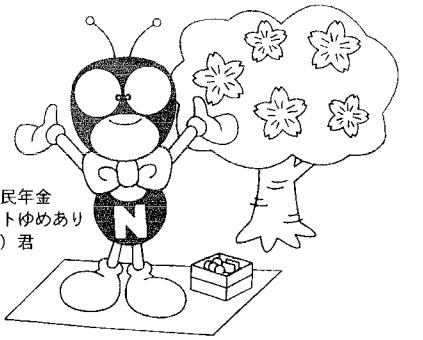
●●保険証の提示が必要なとき●●

●介護サービスを利用するために、要介護認定を申請するとき

●介護サービスをサービス提供事業者や介護施設で利用するとき



ゆめあり通信



国民年金事務の一部が変わりました

保険料の納付先が変わりました

第三号被保険者の届出先が変わりました

年金の請求先が次のおりとなります

学生の納付特例制度の適用を拡大

国民年金保険料については、これまで役場の発行する納付書で納めていたでしたが、今月からは、社会保険庁が発行する納付書により全国の金融機関・郵便局等を通じて納めていただくこととなります。これに伴い全国の全ての金融機関で振替が利用できることになりました。口座振替の申し込みは金融機関及び社会保険事務所でも手続きができます。

*口座振替による引落日は、翌月末日となります。末日が土曜日、日曜日、祝祭日等で金融機関等が休みのときは、翌月の最初の金融機関営業日となります。

なお、翌月納期となることから、前納を申し出られている方を除き、四月においては振替はされません。

*平成十三年度分の保険料については四月三十日までの間は、役場の発行した納付案内書で納めることができます。

国民年金の第三号被保険者に係る届出については、被保険者の届出手続きの利便性の向上・未届けの防止を図る観点から、配偶者の勤める事業主を経由して提出することとなります。事業主経由で第三号被保険者の届出するのは次の場合です。

○国民年金の第三号被保険者に該当した場合

① 配偶者が就職し、会社員などの被扶養配偶者となった場合

② 結婚や、離職により会社員などの被扶養配偶者となった場合

③ 収入減少等により会社員などの被扶養配偶者となった場合

○第三号被保険者が死亡した場合

○第三号被保険者に氏名変更があった場合

第三号被保険者に該当しなくなった場合で、次に該当する場合は、現行と同様に役場に届出

老齢基礎年金の請求については、国民年金の加入が第一号被保険者期間のみという方は今までの通り役場に、第三号被保険者期間を有する方は社会保険事務所に、請求先が変わります。

国民年金には保険料負担が困難な人のために、「申請免除」の制度があります。これまでは「所得の少ない方」「保険料の納付が困難で特別な理由がある方」が申請免除制度の対象とされていて、保険料を全額納付するか全額免除を受けるとのどちらかでした。しかし、保険料を納めたいけど全額納付するのは難しいという方のために、半額を納付し半額を免除する

「半額免除制度」がスタートしました。「全額免除」「半額免除」のいずれも原則前年の所得に基づいて判定を行うことになりました。

申請免除についてのご相談や手続きは、役場住民課へおたずねください。

学生は通常所得がなく、国民年金保険料の納付が困難な場合がほとんどです。そんな学生のために学生納付特例制度があります。これは、届出(申請)をして承認を受ければ、在学期間中の保険料が後払いできるといふもので毎年手続きが必要となります。

対象者は？

大学(大学院)、短大、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他の教育施設の一部等に在学する学生等であって、学生本人の前年の所得が六十八万円以下であるとき。

*これまで対象から除かれていた夜間部、定時制課程及び通信制課程の学生の皆さんも、前年の所得が六十八万円以下の場合には学生納付特例制度の対象になります。